

## 9 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。

この間の高齢化の進展等に対応するため、平成18年4月から介護予防サービス、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、65歳以上の方の保険料の変更などの改正が行われました。

また、財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、サービスの基盤整備を進めていきます。

### 1 被保険者

(平成19年3月31日現在)

	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)
被保険者数	約64万人	約121万人

### 2 要介護認定

介護サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体(審査部会)の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます(要支援1・2、要介護1～5)。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て、要介護と認定された方は介護サービス、要支援と認定された方は介護予防サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など老化に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護(介護予防)サービスが受けられます。

また、認定結果が非該当(自立)となった方は、介護保険のサービスは利用できませんが、横浜市が実施する介護予防のためのサービス等が受けられる場合があります。

#### (1) 介護認定審査会

ア 合議体数 128

イ 委員数 条例定数 730人以内 (平成19年4月1日現在 669人)

#### (2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(平成18年4月～平成19年3月)

	申請件数	うち新規申請
要介護認定	118,120件	28,495件

イ 要介護認定者数

要介護度別内訳 (平成19年3月31日現在)(単位:人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
7,039人	13,834人	18,378人	20,432人	15,938人	12,885人	11,885人	100,391人

区別認定者数

(平成19年3月31日現在)(単位:人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
7,509	6,596	3,107	4,772	7,354	6,026	6,167	7,727	5,417
金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
6,628	7,427	4,213	5,983	3,261	6,822	3,330	4,445	3,607

(3) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し居宅サービス計画（ケアプラン）を作成、要支援の方は地域包括支援センターの保健師等に依頼し、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

3 保険給付

(1) サービスの種類

在宅サービス	訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（福祉用具のレンタル） 1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ） 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 （老人保健施設・介護療養型医療施設のショートステイ） 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 （定員 30 人以上の有料老人ホーム等） 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 住宅改修費・介護予防住宅改修費
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 2 夜間対応型訪問介護 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の有料老人ホーム等） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
施設サービス	介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（介護保険対象の病院・診療所の療養病床）

サービス名に「介護予防」の文字が入っているサービスは、要支援 1・2 の方が対象です。

- 1 「福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与」では、要介護 1、要支援 1・2 の方は、車イスや特殊寝台などの貸与は一部の場合を除き原則としてできません。
- 2 「介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」は、要支援 1 の方は利用できません。

(2) 在宅サービスの利用限度

要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

要介護度	介護予防サービス・在宅サービス 地域密着型サービスの利用限度額	福祉用具購入費 の支給限度基準額	住宅改修費 の支給限度基準額
要支援 1	4,970 単位 / 月	4月から翌年の 3月までの1年間で 10万円 (9万円を限度に払い 戻します)	現住居につき 20万円 (18万円を限度に 払い戻します)
要支援 2	10,400 単位 / 月		
要介護 1	16,580 単位 / 月		
要介護 2	19,480 単位 / 月		
要介護 3	26,750 単位 / 月		
要介護 4	30,600 単位 / 月		
要介護 5	35,830 単位 / 月		

その他の在宅サービスは、サービスごとに利用限度（介護費用）が定められています。利用限度額の範囲で利用するサービスは、3 (1) 在宅サービス ~ 、地域密着型サービス 及び の一部です。

- (3) 施設サービス  
施設サービスの場合、各施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

- (4) 保険給付費の状況

(平成 18 年度) (単位：千円)

区 分	給付費支払額
在宅介護サービス給付費	80,195,453
施設介護サービス給付費	50,534,798
特定入所者介護サービス費	3,883,456
高額介護サービス給付費等	2,529,352
計	137,143,059

保険給付費は、過年度保険料償還金を除きます。

- (5) 保険給付費の財源内訳

介護保険給付費 (平成 19 年度予算) 149,483 百万円 (保険料償還金を除く)  
財源内訳 (単位：百万円)

国 居宅 20% 施設 15% 26,634	県 居宅12.5% 施設17.5% 21,948	第 2 号保険料 (31.0%) 46,340	第 1 号保険料 (22.24%) 33,245  うち基金繰入金 834
	市 (12.5%) 18,685		

給付費準備基金 17 年度末残高見込額のうち約 25 億円を 18~20 年度 3 年間で取り崩し、給付費増に伴う保険料の上昇を抑制

#### 4 利用者の負担

- (1) サービスを利用した場合の自己負担

原則としてかかった費用の 1 割の利用者負担のほか、施設等を利用した場合は、部屋代や食費などの負担があります。

1 割負担が高額になる場合 (福祉用具購入費、住宅改修費を除く) は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

部屋代・食費の負担及び高額介護サービス費については、低所得者に配慮されています。

高額介護サービス費及び部屋代・食費の負担限度額

対象者	高額介護サービス費支給による自己負担の上限額	負担限度額	
		部屋代（居住費・滞在費）	食費
		月額	
生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	15,000円	個室	820円
		準個室	490円
		注)従来型	320円
		多床室	0円
世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	15,000円	個室	820円
		準個室	490円
		注)従来型	420円
		多床室	320円
世帯全員が住民税非課税の方で、に該当しない方	24,600円	個室	1,640円
		準個室	1,310円
		注)従来型	820円
		多床室	320円
住民税課税世帯の方	37,200円	負担限度額なし	

注) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設を利用する場合は 個室は日額490円、準個室は日額1,310円です。

「個室」とはユニット型個室、「準個室」とはユニット型準個室、「従来型」は従来型個室です。法施行時の特別養護老人ホーム入所者は、法施行後10年間は利用者負担について負担能力に応じて減額します。

(2) 在宅サービス利用者負担助成

横浜市では独自に、特に所得が低く資産もない方に対し、介護保険サービスの利用料を助成する「横浜市在宅サービス利用者負担助成制度」を平成13年度から実施しています。

在宅サービスの利用者負担額（通常10%）が、次のとおり軽減されます。

なお、利用者負担額が、助成後になお一定額を超える場合は、その超えた分も助成されます。

ア 対象者の要件及び内容

(ア) 介護保険料第1段階で、表1の「資産基準」に該当する方(生活保護を受けている方を除きます)

利用者負担を3%に軽減

(イ) 介護保険料第1段階以外で、表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」に該当する方、またはこの助成制度を受けなければ生活保護受給者となる方

利用者負担を5%に軽減

表1 資産基準<次のア、イ両方を満たしている必要があります>

(ア) 世帯全員の現金、預金、有価証券等の額が、

単身世帯	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下
複数人世帯	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円に世帯員1人につき100万円を加えた額以下

(イ) 居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有しないこと

表2 収入基準<市民税非課税世帯で次の基準に該当する方>

単身世帯	150万円以下
複数人世帯	150万円に、世帯員1人につき50万円を加えた額以下

イ 助成対象となるサービス

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
訪問看護・介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （利用期間を定めて行うもの）
夜間対応型訪問介護
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

5 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになって  
います。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた所得段階別となっています。

横浜市では、国が標準とする6段階方式を本市独自に8段階方式とし、所得の低い方や税制改正に伴  
い新たに市民税が課税となることで保険料段階が上昇する方の保険料を軽減しています。

老齢・退職年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、  
個別に区役所に保険料を納めます。

ア 所得段階別保険料（平成18～20年度）

（単位：円）

所得段階	対 象 者		基準額 × 割合	保険料額 ( )は月額
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額 × 0.5	24,900 ( 2,075 )
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員	本人の「合計所得金額」と「課税年金 収入額」の合計が年間80万円以下の方	基準額 × 0.5  24,900 ( 2,075 )
第3段階		も市民税非 課税		
第4段階 (基準額)	同じ世帯に 市民税課税者がいる方		基準額 × 1.0	49,800 ( 4,150 )
第5段階	本人が 市民税 課税	本人の「合計所得金額」が 150万円未満の方		基準額 × 1.1  54,780 ( 4,565 )
第6段階		本人の「合計所得金額」が 150万円以上250万円未満の方		基準額 × 1.25  62,250 ( 5,188 )
第7段階		本人の「合計所得金額」が 250万円以上700万円未満の方		基準額 × 1.5  74,700 ( 6,225 )
第8段階		本人の「合計所得金額」が 700万円以上の方		基準額 × 2.0  99,600 ( 8,300 )

保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当

イ 保険料賦課・収納状況

(平成18年度)(単位:円)

区分	調定額	収納額	収納率	対象被保険者数	構成比
特別徴収	26,086,789,980	26,086,789,980	100.0%	523,573人	81.5%
普通徴収	6,023,983,445	5,480,476,585	91.0%	118,472人	18.5%
現年度分	32,110,773,425	31,567,266,565	98.3%	642,045人	100.0%
滞納繰越分	969,749,096	94,057,470	9.7%		
計	33,080,522,521	31,661,324,035	95.7%		

(2) 第2号被保険者(40歳以上64歳まで)の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、その医療保険に加入する第2号被保険者の数に応じて社会保険診療報酬支払基金に納付する額に基づいて算出します。料率は医療保険ごとに異なりますが、所得に応じたものになります。

2号被保険者の介護分保険料は、加入している医療保険料と一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率(平成18年度は31%)で交付されます。

6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

この計画は、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成17年度に前計画(計画期間:平成15~16年度)の見直しを行い、平成18~20年度を計画期間とする計画を新たに策定しました。

(1) 介護保険サービスの実施状況

サービスの種類		18年度実績	20年度見込量	
在宅サービス	訪問介護	回/年	4,356,734	4,758,965
	訪問入浴介護	回/年	164,215	244,632
	訪問看護	回/年	503,949	588,444
	訪問リハビリテーション	回/年	22,460	18,976
	通所介護	回/年	1,836,299	1,590,889
	通所リハビリテーション	回/年	549,378	553,103
	短期入所生活介護	日/年	496,150	474,702
	短期入所療養介護	日/年	103,577	155,384
	居宅療養管理指導	人/年	84,256	84,737
	特定施設入所者生活介護	人/年	41,768	42,310
	福祉用具貸与	人/年	263,641	313,985
	特定福祉用具購入	人/年	9,088	8,566
	住宅改修	人/年	7,970	8,823
	居宅介護支援	人/年	665,907	981,337
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	人/年	0	50,196
	認知症対応型通所介護	回/年	61,264	58,290
	小規模多機能型居宅介護	回/年	497	36,192
	認知症対応型共同生活介護	人/年	31,689	42,037
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	48	216
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	11	271
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人/年	98,766	111,340
	介護老人保健施設	人/年	75,782	89,951
	介護療養型医療施設	人/年	18,109	22,130

(注)「第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18年度～20年度)」による。  
 予防サービスの見込量は、在宅サービス及び地域密着型サービスを含む。

(2) 地域支援事業等の実施状況

特定高齢者数(対象者数)		人	2,117	39,033
地域包括支援センター		か所数	119	125
介護予防事業等	転倒骨折予防事業	延べ人数	13,125	107,458
	介護予防健康体操事業	延べ人数	1,853	71,630
	口腔ケア・栄養改善事業	延べ人数	2,137	38,570
	高齢者のフットケア推進事業	延べ人数	1,590	22,040
	認知症予防事業	延べ人数	1,931	43,200
	訪問型介護予防事業(訪問指導事業)	延べ人数	109	28,760
	高齢者食事サービス事業	食	914,434	1,181,000

地域包括支援センターは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置しています。

(3) 介護保険外サービスの実施状況

事業等の種類		18年度実績	20年度見込量
在宅生活支援ホームヘルプ	時間	77,891	136,645
高齢者日常生活用具給付(紙おむつ)	延べ月数	29,207	66,103
高齢者あんしん電話	台	3,808	4,202
高齢者等住環境整備事業	件	100	430
訪問理美容サービス	回	5,930	8,762
外出支援サービス	回	25,688	20,140
寝具乾燥	回	904	1,292
在宅重度要介護者家庭援護金	人	24	100
個別健康教育	人	767	1,000
集団健康教育	回	10,811	9,468
重点健康相談	回	432	432
総合健康相談	回	1,657	3,160
基本健康診査	人	185,287	255,000
がん検診	人	234,141	335,200
機能訓練	人	4,167	85,908
自立支援ホームヘルプ	時間	9,972	26,860
認知性高齢者への支援(家族教室)	回	115	120
認知症高齢者への支援(高齢者保健福祉相談)	人	228	330
生活支援ショートステイ	日	590	635
地域型在宅介護支援センターの設置・運営	か所	119	118
基幹型在宅介護支援センターの設置	か所	18	18
地域ケアプラザの整備	か所	106	115
老人福祉センター	か所	18	18
養護老人ホーム	か所 床	6 635	現状程度
軽費老人ホーム	か所 床	5 250	現状程度
ケアハウス	床	296	396
生活援助員派遣事業	戸	4,040	推進

(4) 介護保険施設等の整備状況

施設の種類		18年度実績	20年度目標量
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	年度末竣工数(床)	9,617	11,507
介護老人保健施設	年度末竣工数(床)	8,117	9,690
介護療養型医療施設	年度末竣工数(床)	1,254	1,361
認知症高齢者グループホーム	年度末竣工数(床)	3,749	4,898
特定施設(有料老人ホーム等)	年度末竣工数(床)	8,381	10,354

小規模特別養護老人ホームを含む。